

6-3 不適格者の発見と排除

6-3-1 許可後に不適格者を発見・排除する仕組み及びその規定・運用

(1) 銃器取得許可の取消

一旦発行された許可証は、発行の諸条件が満たされない場合や許可証発行に伴う義務が履行されない場合、当局によって剥奪される³⁰⁹。この規定の運用は各州政府がそれぞれ定める。例えばニューシャテル州では³¹⁰、LArm の適用及び許可の取消は警察の所管事項となっている。

改正後の LArm 第 30 条では、許可証発行の拒否あるいは発行された許可証の剥奪を行った管轄州当局は、中央武器局に直ちに報告するよう義務付けられる。報告された事例は中央武器局によって DEBBWA データベースに登録されることになる。

(2) 銃器の提出命令による保管措置

銃器の提出を命じて保管する措置についても、改正を経て規制が厳格化されている。現行 LArm では、管轄州当局は、所有権者でない者が所有している銃器や、LArm 第 8 条 2 項の欠格事由の一つでも該当する者が所有する銃器、銃器装備品及び実包について、これらの提出を命じて保管することができるとされている³¹¹。改正後の LArm は、所持者が銃器を合法的に取得したという法的根拠を提示できなければ、その銃器を提出を命じて保管すると定めており、現行法に欠けていた明確な銃器所有の法的根拠提示の要求が盛り込まれている。銃器を保持する者がその正当な権利を有さないことが明らかになった場合は、銃器は本来の所有権を有する者に返還される。

現行 LArm では、乱用の危険性がある場合、一旦提出を命じて保管された銃器は没収されると定められているが³¹²、細則等の具体的規定が定められていなかったため、例えば銃器の乱用があった場合、乱用に使用された銃器のみを没収し、事件と直接的には無関係なそれ以外の銃器は没収を免れる、という事態もあり得た。しかしながら、これでは乱用を予防することはできないため、改正後の LArm では、このような場合は全ての銃器を没収することとなっている。没収された銃器及び所有権者への返還が不可能な銃器は、所轄当局が保管あるいは破壊したり、銃器研究所や博物館へ寄贈したりすることができる³¹³。

³⁰⁹ LArm 第 30 条

³¹⁰ ニューシャテル州法規集 <http://rsn.ne.ch/ajour/default.html?944151.htm>

³¹¹ LArm 第 31 条

³¹² LArm 第 31 条 3 項

³¹³ OArm 第 54 条

6-3-2 国民から不適格者の情報提供等がなされた際の措置

改正後の LArm には、新しく「通知権」(droit d' aviser) が盛り込まれている (第 30 条 b) ³¹⁴。これは、守秘義務の例外として、該当する職業に就いている者に秘密事項の開示を認めるというもので、例えば罪を犯した未成年者に関する通知権を認める刑法第 358 条から派生したものである。LArm の定める通知権は、銃器の使用による潜在的脅威によって正当化されることとなる。

通知権が適用される職業としては、医者、精神科医、心理セラピスト、弁護士、さらにソーシャルワーカーや、州の暴力被害者相談センターの職員、暴力行為防止のための公的機関の職員などが含まれる。

³¹⁴ 《 Message relatif à la modification de la loi fédérale sur les armes, les accessoires d' armes et les munitions (Loi sur les armes, LArm) 》 (LArm 改正に関する通達)、スイス連邦司法・警察証 HP : http://www.ejpd.admin.ch/etc/medialib/data/sicherheit/waffen.Par.0026.File.tmp/WG_bot_060111_fr.pdf

6-4 軍の銃器管理

6-4-1 制式銃器の管理

兵士及び予備役兵による制式銃器の管理の要領は、前述（6-1-2）のように、OEPMによって規定されている。兵士は原則として銃器を自宅で管理することとされるが³¹⁵、例外として、国外滞在中や引っ越しの際には、自宅以外の場所や兵站部基地（Base logistique de l'armée : BLA）に保管しておくこともできる³¹⁶。BLAでの保管を委託する場合は、有料である。

6-4-2 制式銃器の予防的取り上げ措置

銃器を使用した自殺や殺人の大半が制式銃器によるものであるという実態を踏まえ、予防的措置として、司令部は、銃器を乱用する恐れのある兵士から、銃器を一時的に取り上げる権限をもつ³¹⁷。銃器は兵士自らあるいは第三者を介してBLAに寄託され、その12か月後に、監督司令部（Etat-Major de conduite de l'armée）が銃器の返却あるいは完全没収を決定する。

銃器の管理を怠ったり濫用したりする兵士を彼が居住する管轄司令部に報告するのは、BLAの役目である。それを受けて管轄司令部は、事実を調査し、場合によっては制式銃器の取り上げを命じることになる³¹⁸。

6-4-3 兵役終了後の制式銃器の譲渡

兵役終了後の元兵士は、申請すれば突撃銃（57式7.5mm突撃銃及び90式5.56mm突撃銃）を完全譲渡されるが、その際、元兵士の背景を州レベルの軍当局が警察と協働して調査し、以下に示す譲渡の条件を満たすか否かを確認する³¹⁹。

- ① 兵役中、軍から除名されていないこと。
- ② 譲渡以前の3年以内に、連邦の指定する必修射撃プログラム（300m射撃）を履修しており、かつ、射撃手帳あるいは軍隊成績手帳にその記録があること。
- ③ 当該兵士のいかなる医学的兵役不適格事項も、個人装備の完全譲渡の妨げにならないとされること。医学的兵役不適格事項を定めるのはDDPS（連邦政府の国防・市民保護・スポーツ省）である。
- ④ LArm第8条2項に定めるいかなる欠格事由にも当てはまらないことを書面で証明すること。

³¹⁵ OEPM第5条

³¹⁶ OEPM第6条

³¹⁷ OEPM第7条

³¹⁸ OEPM第8条

³¹⁹ OEPM第10～11条

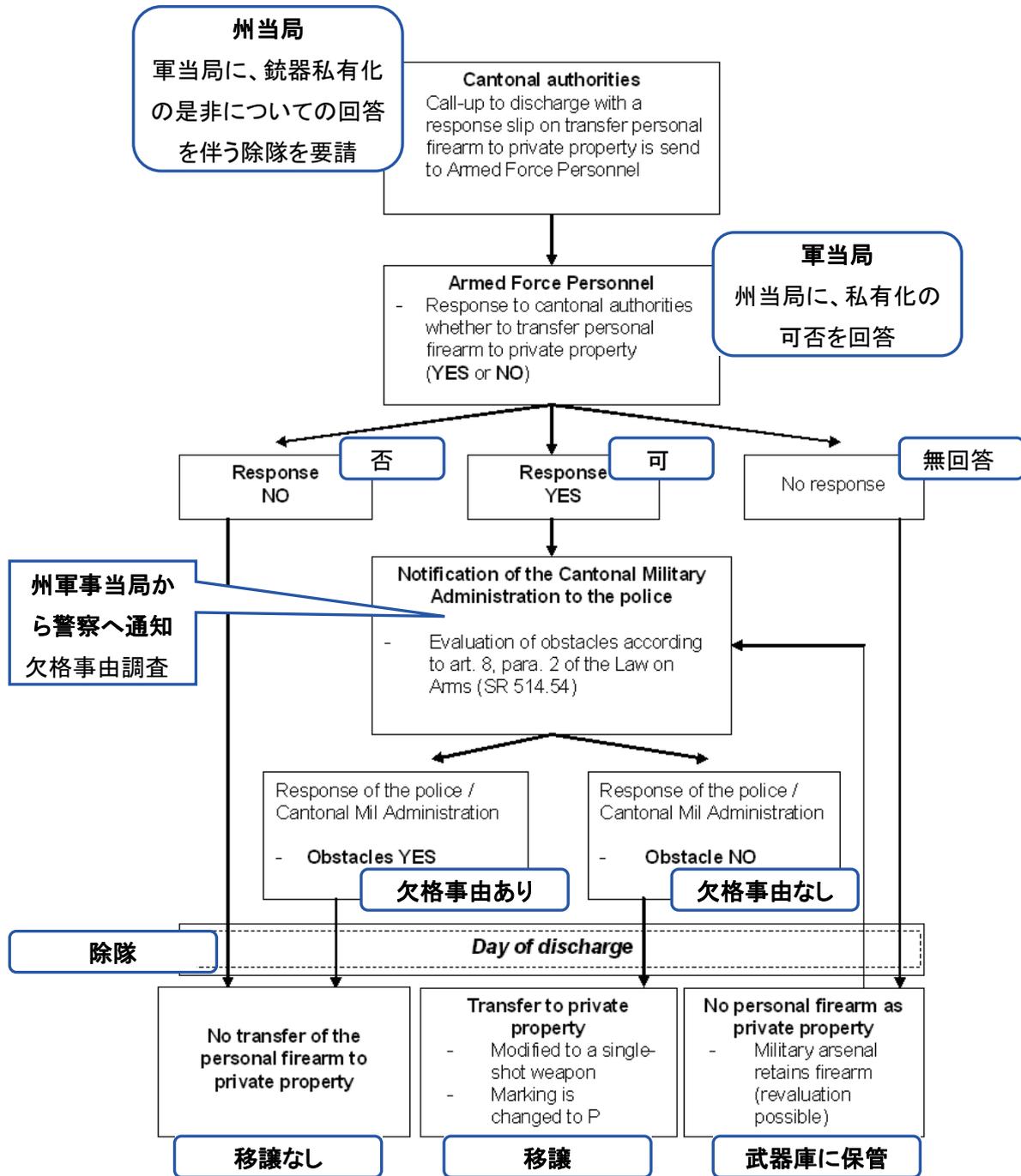
これらの条件に照らして突撃銃の譲渡が決定されると、BLA が突撃銃を、半自動銃に改造したうえで、譲渡が行われる。

また、9mm けん銃に関しては、上記②以外の条件を満たせば、完全譲渡される³²⁰。

こうして退役兵士に譲渡された制式銃器は私有物として登録し直され、所有者としての退役兵士も BLA に再登録される。この私有化手続き後は、これらの銃器には LArm が適用される。

³²⁰ OEPM 第 12 条

兵役終了後の制式銃器の私有化手続きに関するフローチャート



出所：国際連合年次レポート 2005 年 4 月³²¹

³²¹ 以下を参照：《 Rapport national de la Confédération suisse sur l' application du Programme d' action en vue de prévenir, combattre et éliminer le commerce illicite des armes légères sous tous ses aspects 》, Avril 2005, United Nations, <http://disarmament.un.org/CAB/nationalreports/2005/Swiss%20Rapportnat-f-DEFINITIV.pdf>

6-4-4 制式銃器の自宅管理の見直しへ：ジュネーブ州の例

銃器を用いた殺人や自殺の増加を背景に、安全性や自殺防止の観点から、制式銃器の自宅管理を巡る議論が活発化している。これを受けて、ジュネーブ州は全国に先駆け、制式銃器を無料で一括保管する取組を開始している³²²。

2007年9月5日の州政府の決定により、2008年1月1日からジュネーブ州に居住する兵役中の兵士は、銃器の自宅保管の安全性が不十分であると判断した場合、個人装備に含まれる突撃銃及びけん銃を州の武器庫に無償で保管することができる。州の武器庫に銃器を保管していても、銃器をメンテナンスし必要に応じて引き取りに来るなど、兵士の兵士としての義務は変わらない。銃器引き取りの際には、兵役手帳及び身分証明書の提示が求められる。

ジュネーブ市の銃器保管庫



出所：Swiss Info

³²² ジュネーブ州当局 HP：

http://etat.geneve.ch/dt/actualite-depot_volontaire_gratuit_armes_personnelles_arsenal_cantonal_geneve_pour_militaires_domicilies_dans_canton-8457.html

6-5 情報システムによる監督・予防措置

6-5-1 情報システム

銃砲行政関係法令に関して行われた一連の法改正は、銃器の取得申請及び申請却下などについての情報データベースに法的根拠を与え、それによって連邦・州・市町村の各レベル間や、軍当局及び中央武器局などの異なる行政当局間での情報交換も許可されることになった（6-1-3）。主要な情報データベース及びその情報ファイルに含まれる情報は以下のとおり：

- (1) シェンゲン協定非加盟国出身の、スイス居住資格を有さない外国人による銃器取得に関する情報ファイル（DEWA）及びシェンゲン協定加盟国出身の外国人による銃器取得に関する情報ファイル（DEWS）には、次の情報が含まれる（OArm第60条）：
 - ① 取得者の氏名、出生時の姓、生年月日、住所、国籍、ファイル番号
 - ② 銃器の型式、製造者、名称、口径及び番号、並びに譲渡日
 - ③ ファイルへのデータ入力日

- (2) 銃器取得許可の取消及び武器の寄託に関する情報ファイル（DEBBWA）には、第1項に掲げるデータのほかに次の情報が含まれる（OArm第60条）：
 - ① 許可の取消に至った状況
 - ② 寄託の理由となった事情
 - ③ 銃器の寄託に係るその他の決定事項

- (3) 軍の銃器の交付及び回収に関する情報ファイル（DAWA）には次のデータが含まれる（OArm第61条）：
 - ① 銃器交付又は回収の対象者の氏名、出生時の姓、生年月日、住所、国籍、ファイル番号
 - ② 銃器の型式、製造者、名称、口径及び番号、並びに交付日又は回収日
 - ③ ファイルへのデータ入力日
 - ④ 銃器の回収に至った状況
 - ⑤ 銃器の寄託に係るその他の決定事項

- (4) 銃器、実包、特に犯罪に使用された弾薬、及び犯罪に荷担し若しくはかかわった者が残した痕跡の利用に関する情報ファイル（ASWA）には次のデータが含まれる（OArm第62条）：
 - ① 違反に係る武器の犠牲者、違反者、所有者の氏名、出生時の姓、生年月日、住所、国籍、ファイル番号
 - ② 銃器の型式、製造者、名称、口径及び番号、並びに譲渡日

- ③ 実包の種類
 - ④ ファイルへのデータ入力日
 - ⑤ 銃器の回収に至った状況
- (5) DEWA、DEBBWA及びASWAのデータは、次の当局に対し、当該各当局が法律に定められる任務を果たすために必要な場合に開示することができる（0Arm第63条）：
- ① 居住国又は出身国の監督当局
 - ② 税関事務所
 - ③ 警察を含むその他の司法当局、行政当局
 - ④ 欧州警察機構（Europol）及び国際警察機構（Interpol）
- (6) 以下に挙げる当局は、法律に定められる任務を果たすためにDEWA、DEBBWA、DAWAのデータを呼出手続きにより閲覧することができる（0Arm第63条）：
- ① 警察当局
 - ② 税関事務所

6-5-2 当局間の連携・報告

(1) 州当局から中央武器局への報告（0Arm第68条）

各州の施行措置は中央武器局に報告しなければならない。

- ① 州許可の取消若しくは拒否及び提出を命じたことによる銃器の保管措置、並びにそれらに至った理由は、直ちに中央武器局に報告しなければならない。
- ② 銃器の営業許可の授与及び取消は、即刻中央武器局に報告しなければならない。中央武器局は経済担当閣外大臣に通知する。

(2) 軍当局から中央武器局への報告（0Arm第69条）

軍当局の監督機関(軍の兵站基地、主任傍聴官事務所、管区指揮官)は、軍籍若しくは国境警備団を離れる際の所有していた銃器、不可欠の銃器部品若しくは特別に設計された銃器部品の返納の対象となった者、又は個人の若しくは貸し付けを受けた銃器の回収の対象となった者に関する次のデータを、中央武器局に通知する。

- ① 当該の者の氏名、出生時の姓、生年月日、住所、ファイル番号
- ② 銃器の型式、製造者、名称、口径及び番号、並びに譲渡日
- ③ ファイルへのデータ入力日

(3) 中央武器局からの報告（0Arm第70条）

中央武器局は、DEBBWAファイルに記載されている者のうち兵役義務を負い又は負う可能性のある者に関する次のデータを、軍当局の監督機関(軍の兵站基地、主任傍聴官事務所)

所、管区指揮官)に通知する。

- ① 当該の者の氏名、出生時の姓、生年月日、住所
- ② 許可の拒否、取消し又は銃器の提出を命じて保管する措置に至った状況

スイス国内の世帯の多くは、軍から支給される制式銃器を自宅に保管している。情報管理・共有システムが導入され相互に参照可能となることで、市民として取得された銃器、兵士の持つ制式銃器、退役兵士に移譲される銃器とを区別することができるようになるものと期待されている。情報ファイルは、乱用される銃器がどの区分に属するものなのか（例えば、兵士の銃器で引き起こされる乱用は全体の何割を占めるのか、など）を統計的に計算することに力を発揮するであろうと考えられている。LArm 改正により、これら多種多様な情報ファイルが中央武器局で一元的に管理されるようになったことで、銃器所有許可証を持つ者による乱用の実態をより正確に把握し、将来的には、より効果的な予防措置を採ることが可能になると考えられている。